

◆ 退職等に係る異動届出書記入上の留意点 ◆

共通事項

記入例の㊥の枠内は、退職や転勤等の異動の事由にかかわらず、すべての異動届出書に必ず記入してください。

【㊥ 枠内の記入要領】

- (1) 法人番号（個人番号）… 給与支払者が法人の場合は法人番号を、個人の場合は個人番号を記入してください。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記入してください。
- (2) 特別徴収義務者… 別紙の「給与所得者に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特指定番号 別徴収義務者用）」に記載してある指定番号を記入してください。
- (3) 宛 名 番 号… 上記通知書に記載してある納税義務者の宛名番号を記入してください。
- (4) 氏 名・個 人 番 号… 婚姻等により姓が変わった方は旧姓をあわせて記入してください。
- (5) 1 月 1 日… 上記通知書に記載してある納税義務者の住所（1月1日現在の住所）を記入して現在の住所 ください。
- (6) 異 動 後 の 住 所… 退職等の後の住所を記入してください。
- (7) 特 別 徴 収 税 額… 上記通知書に記載してある納税義務者の年税額を記入してください。
- (8) 徴 収 済 月… 退職等された方の特別徴収税額を当該年度の何月分から何月分までいくら徴収し徴収済額 たか、その月と徴収済税額（合計額）を記入してください。
- (9) 未 徴 収 税 額… 給与から徴収できなかった税額（合計額）を記入してください。
- (10) 異 動 の 事 由… 特別徴収ができなくなった理由の該当番号に○を付けてください。
「7その他」については、特別徴収ができない理由を記入してください。

㊥ 枠内を記入後、異動後の未徴収税額（ウ）の徴収方法を1～3から選択し、該当記号を○で囲んで枠内を記入してください。

特別徴収継続	転勤先又は退職後の新勤務先において、引き続き特別徴収の継続ができる場合。	1
一括徴収	退職等で特別徴収ができなくなった時、残税額を一括して徴収する場合。	2
普通徴収	退職等で特別徴収ができなくなった時、納税義務者が残税額を個人で納める場合。	3

< 1. 特別徴収継続 >

転勤・再就職等で引き続き特別徴収を継続する場合の記入例

給与支払報告 特別徴収		給与支払者 特別徴収者		所在地		年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
川崎市長		川崎市長		〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1		特別徴収義務者 指 定 番 号		0000100001		3			
令和 4 年 10 月 4 日提出		フリガナ カワサキコウギョウカザシキカイシャ		氏名又は名称 川崎工業株式会社		担 当 フリガナ スズキ リョウコ		氏 名 鈴木 良子		電話 044-200-XXXX			
個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
フリガナ ヤマダ タロウ		氏 名 山田 たろう		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額 (ア) - (イ)		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由	
生年月日 大・中・平 60 年 3 月 3 日		個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		6 月から 9 月まで		10 月から 5 月まで		4 年 9 月		1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
受給者番号 川崎市 川崎 区 東田町1-1-1		189,200 円		63,600 円		125,600 円		30 日		1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の住所 多摩区登戸1234		189,200 円		63,600 円		125,600 円		30 日		1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指 定 番 号		0000200003		法人番号		4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2		新しい勤務先へは、月割額 15,700 円を 10 月分（翌月10日納入期限）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
所在地		〒213-0001 川崎市高津区溝口1-2-3		所 属 人事課		氏 名 佐藤 キヨシ		受給者番号					
フリガナ		カワサキコウギョウカザシキカイシャ		担当者 連絡先		電話 044-201-XXXX		納入書の要否 (納税の都合のみ記載)		1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9		1. 必要 2. 不要 3. 本人納付	
氏名又は名称		高津商事 株式会社											
2. 一括徴収の場合		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定日		徴収予定額 (上記(2)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 10 月分（翌月10日納入期限）で 納入します。					
理由		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円							
3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		市町村 納入月分		入力者		検収者					
理由		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下である		合 計									
3. 死亡による退職であるため				月 日		電話連絡済 (日通知)							

共通事項の㊥の事項は旧特別徴収義務者が記入し、①の事項は新特別徴収義務者が記入してください。ただし、共通事項の㊥のうち「給与と所得者」欄の「個人番号」は、新特別徴収義務者が本人からの番号の提供を受けて記入してください。

【①枠内の記入要領】

- (1) 新 し い 勤 務 先… 新特別徴収義務者（転勤先・再就職先等）の所在地・名称等を記入してください。
- (2) 徴 収 開 始 月… **すでに納税義務者に通知してある特別徴収税額を転勤先等で何月分から徴収するか、その月割額（納付額）と徴収開始月（納期限）記入してください。**
- (3) 特別徴収義務者
指 定 番 号… 新特別徴収義務者に対してすでに本市の指定番号をお知らせしてある場合には、その番号を記入してください。
- (4) 納入書の要・否… 新特別徴収義務者が本市で初めて特別徴収を実施する場合に記入してください。
本市から送付する税額決定通知書に納入書の同封が必要な場合は枠内に「1」を記入してください。納入書の同封が不要場合(※)は枠内に「2」を記入してください。
※電子納税、銀行委託、本市指定以外の納入書で納入する場合

退職等で残税額を勤務先で一括して徴収する場合の記入例

共

※ 共通事項の(共)と(2)のすべての事項を記入してください。

枠内に 1、2 のいずれか該当する番号を記入してください。
徴収予定の月日を記入してください。
上記の徴収予定月日に徴収する予定額を記入してください。
一括徴収した税額を何月分で納入するか記入してください。
*納期限は翌月の 10 日です。
(10 日が土、日、祝日の場合は翌開庁日が納期限となります。)

退職・休職・死亡等で未徴収税額を個人で納付（普通徴収）する場合の記入例

共

③

普通徴収を選択した場合は、後日本人宛に納税通知書をお送りします。
枠内に1～3のいずれか該当する番号を記入してください。

普通徴収を選択した場合は、後日本人宛に納税通知書をお送りします。
枠内に1～3のいずれか該当する番号を記入してください。